

文部科学省令第二十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条第四項の規定に基づき、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

文部科学大臣 河村 建夫

高等学校通信教育規程の一部を改正する省令

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

- 2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。
- 3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条第二項中「放送による」を「放送その他の多様なメディアを利用した」に改める。

第四条中「の規模は、通信制の課程の生徒収容定員が三百人を下らないものとする。」を「に係る収容定員は、二百四十人以上とする。」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

第五条を次のように改める。

（教諭の数等）

第五条 実施校における通信制の課程に係る教頭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第九条を第十一条とし、第八条の見出しを「（校具及び教具）」に改め、同条中「通信教育の用に供する図書、機械、器具、標本、模型その他の校具」を「学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第八条を第十条とし、第六条の見出しを「(校舎に備えるべき施設)」に改め、同条第一項中「通信教育の用に供する次の各号に掲げる施設」を「少なくとも次に掲げる施設」に改め、同条第一項第一号中「教頭室(通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。))にあつては、校長室)、会議室、教員室」を「教室(普通教室、特別教室等とする。))」に改め、同条第二号中「事務室、教材等保管室」を「図書室、保健室」に改め、同項第三号中「普通教室、特別教室」を「職員室」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

第六条第三項及び第四項中「第三号から第六号まで」を「第一号及び第二号」に改め、第六条を第九条とする。

第七条中「独立校」を「通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。))」に、「一、二五〇平方メートルを下つてはならない」を「一、二〇〇平方メートル以上とする」に、「前条」を「次条」に、「兼用する独立校にあつては」を「兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、

教育上支障がない場合は」に改め、同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(事務職員の数)

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(施設及び設備の一般的基準)

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する高等学校の通信制の課程における第九条に規定する事項については、当分の間、なお従前の例によることができる。